飯塚市産前・産後生活支援事業　業務委託仕様書

1　業務の名称　　　飯塚市産前・産後生活支援事業業務委託

2　履行場所　　　　飯塚市　地内

3　履行期間　　　　契約締結の日の翌日から当該年度末まで

4　委託方法　　　　単価契約

5　事業目的

　飯塚市産前・産後生活支援事業（以下「事業」という。）は、妊産婦が体調不良等のため家事又は育児の支援を必要とする家庭の居宅を、訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、妊産婦の福祉の増進を図ることを目的とする。

6　支援対象者

　事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、飯塚市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けている妊婦又は産後 12 か月を経過する日までの期間にある者のうち、体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難であり、かつ、昼間に同居の親族その他の者が家事又は育児を行うことができないと認められる者（居宅に在宅している者に限る。）とする。

7　業務内容

　市長からの派遣依頼に基づき 受託者は訪問支援員を派遣し、以下の支援を行う。

(1) 乳幼児の保育
(2) 食事の準備及び片付け
(3) 住居等の掃除及び整理整頓
(4) 身の回りの世話
(5) 生活必需品等の買い物
(6) 医療機関等との連絡
(7) その他必要な支援

8　業務の実施

　事業の実施日は、8 月 13 日から 8 月 15 日までの日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除

く日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

事業の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

事業の利用基準は、1日1回（2時間以内）とし、1時間を単位とする。

9　訪問支援員

事業者は、次のいずれの要件も満たす者のうちから、訪問支援員を選考し、派遣するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア　自ら子育てをした経験のある者又は子育てに関する事業に従事した経験のある者

イ　保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士又は幼稚園教諭の資格を有している者

ウ　介護保険法（平成9 年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護を行う者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護を行う者

(2) 家事等に関する援助を適切に実行できる能力を有すること

(3) 心身ともに健全であること

(4) 以下ア～エに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ　児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成 12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

10　委託料の取扱い

委託料の支払いは、1月毎とし、単価に利用時間数を乗じて求められる額の総計とし、受注者より正当な請求書を受領した後、30日以内に支払うものとする。

11　利用者負担金の取扱い

利用者負担金は、1月毎の累計時間に単価を乗じて求められる額の総計とし、受注者が利用者から直接収納し、毎月ごとにまとめて発注者が指定する口座にすみやかに納入

するものとする。

利用者の負担基準表

世帯区分	基準額(1時間当たり)
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	150円
その他の世帯	310円

12　その他

本仕様書に規定している事項以外については、双方協議の上決定するものとする。